

○京都府立大学大学院科目等履修生規程

(平成20年京都府立大学規程第51号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学大学院学則（平成20年京都府立大学規則第2号。以下「大学院学則」という。）第42条第3項の規定により、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学時期等)

第2条 科目等履修生の入学時期は、前期又は後期の授業開始の日とし、その在学期間は、1年以内（入学時期が後期の場合にあつては6月以内）とする。

(履修資格)

第3条 科目等履修生として、京都府立大学大学院（以下「本学大学院」という。）の研究科の授業科目を履修しようとする者（以下「志願者」という。）は、大学院学則第14条及び第15条に規定された入学資格のある者又は相当の年齢に達し、これと同等以上の学力があると本学大学院において認めた者とする。

(出願手続)

第4条 前条による志願者は、次に掲げる書類に所定の入学考査料を添えて、所定の期日までに学長に願出しなければならない。

- (1) 入学願書（別記第1号様式）
- (2) 履歴書（別記第2号様式）
- (3) 最終学校卒業証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 現職にある者は、その所属長の承諾書

2 京都府立大学（以下「本学」という。）に在籍した者に限り、前項第3号の書類の添付を省略することができる。

(履修の許可)

第5条 履修の許可は、研究科会議又は研究科教授会の選考に基づき、学長が行う。

(入学手続)

第6条 履修を許可された者は、別に定めるところにより入学手続をしなければならない。

2 所定の期日までに前項の手続を行わない者は、科目等履修生を辞退したものとみなし、その許可を取り消す。

(身分証明書)

第7条 前条第1項の手続をした者に、大学院科目等履修生証を交付する。

(履修科目及び単位数)

第8条 履修を許可する授業科目は、本学大学院が認めた授業科目とする。

2 履修を許可する単位数は、年間12単位を限度とする。

(追加履修)

第9条 学年の始めに科目等履修生として入学した者が、後期から新たな授業科目を追加して履修したいときは、所定の期日までに別に定める履修科目追加願を学長に提出し、その許可を受けてこれを履修することができる。

(入学考査料、入学料及び聴講料)

第10条 入学考査料、入学料及び聴講料については、京都府公立大学法人授業料等に関する規程(平成20年京都府公立大学法人規程第24号)の定めるところによる。

2 実験、実習等に要する費用は、科目等履修生の負担とすることがある。

(単位修得認定及び証明書の交付)

第11条 履修した科目の単位修得認定は、大学院学則第42条第2項により行う。

2 単位を修得した者に、成績証明書及び単位修得証明書を交付する。

(諸規程の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、本学学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

履 歴 書

ふりがな 氏 名 生年月日	(年 月 日生) 男・女 ④
学 歴 <高等学校卒業（相当）以降を記入すること>	
年・月	
職 歴	
年・月	
賞 罰	
年・月	